

平成15年度第2回 文京区都市計画審議会

議事日程

日 時	平成16年1月28日(水) 午後2時から
場 所	文京シビックセンター 24階 区議会第1委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 新委員及び新幹事紹介
- 4 区長あいさつ
- 5 会長選出
- 6 会長あいさつ及び会長職務代理指名
- 7 諮 問
- 8 議 題
 - (1) 「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について
(東京都決定)
 - (2) 「東京都市計画都市再開発の方針」の変更について(東京都決定)
 - (3) 「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針」の変更について(東京都決定)
 - (4) 「東京都市計画防災街区整備方針」の変更について(東京都決定)
 - (5) 東京都市計画特別工業地区の変更について(文京区決定)
 - (6) そ の 他
- 9 報 告
 - (1) 「茗荷谷駅前地区地区計画(原案)」について
- 10 閉 会

座席表

文京シビックセンター 24階 区議会第1委員会室

幹事席

--	--	--	--	--

戸井田
齊田

岡崎
藤野
宮崎
関川
鹿倉

大 方
戸 沼
梶 島

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

松原
菊池
丸岡
服部
太田
水津

幹事席

--	--	--	--	--

速記席

傍聴席

事務局

区 長
司 会 者
説 明 者

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

文京区都市計画審議会委員名簿

(平成15年10月1日現在)
任期 平成17年9月30日

会長 会長代理

構成	氏名	ふりがな	現職等
学識経験者 (3人以内)	大方潤一郎	おおかた じゅんいちろう	東京大学工学部教授
	梶島邦江	かじしま くにえ	埼玉大学教養学部教授
	戸沼幸市	とぬま こういち	早稲田大学理工学部教授
区議会議員 (7人以内)	斉田宗一	さいた そういち	文京区議会議員
	戸井田ひろし	といだ ひろし	文京区議会議員
	関川今朝子	せきかわ けさこ	文京区議会議員
	宮崎文雄	みやざき ふみお	文京区議会議員
	岡崎義顕	おかざき よしあき	文京区議会議員
	藤野美子	ふじの よしこ	文京区議会議員
	鹿倉泰祐	しかくら たいすけ	文京区議会議員
関係行政機関職員 (3人以内)	松原富雄	まつばら とみお	警視庁富坂警察署長
	菊池幸雄	きくち ゆきお	東京消防庁小石川消防署長
	丸岡敏夫	まるおか としお	東京都第一建設事務所長
区民 (3人以内)	服部眞一	はっとり しんいち	(社)東京中小建築業協会名誉会長
	太田貴之	おおた たかゆき	公募委員、大塚5丁目在住
	水津陽子	すいづ ようこ	公募委員、千駄木4丁目在住

以上16名

文京区都市計画審議会幹事名簿

(平成15年4月1日現在)

No	所 属	氏 名	備 考
1	文京区企画政策部長	沼 沢 秀 雄	
2	" 都市計画部長	小 祝 英 二	
3	" 土木部長	太 田 久 仁 宣	
4	" 資源環境部長	浦 新 一 郎	
5	企画政策部企画課長	瀧 康 弘	
6	都市計画部計画調整課長	小 野 孝 道	
7	" 指導課長	江 口 進	
8	" 住宅課長	中 西 宏 行	
9	" 地域整備課長	高 橋 豊	
10	" 建築課長	中 村 賢 司	
11	土木部管理課長	田 中 正 文	
12	" 道路課長	松 田 照 雄	
13	" みどり公園課長	多 田 菜 穂	
14	資源環境部環境対策課長	中 村 雅 則	

以上14名

平成 1 5 年度

第 2 回文京区都市計画審議会資料

平成 1 6 年 1 月 2 8 日開催

議題

- 1 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について
(東京都決定) 資料 1
- 2 東京都市計画都市再開発の方針の変更について(東京都決定) 資料 2
- 3 東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について(東京都決定)
資料 3
- 4 東京都市計画防災街区整備方針の変更について(東京都決定) 資料 4
- 5 東京都市計画特別工業地区の変更について(文京区決定) 資料 5

資料5

東京都市計画特別工業地区の決定(文京区決定)

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
第 2 種 特 別 工 業 地 区	約 ha - (60.0)	文京区特別工業地区建築条例(平成15年条例第35号) [規制内容の概要] 特別工業地区 ・住宅の混在率の高い準工業地域内に指定し、居住環境の 保全及び中小工場の保護を図るため、工場の用途及び規模 による規制並びに風俗営業関連施設の規制を行う。
特 別 工 業 地 区	約 ha 60.0 (-)	
合 計	約 ha 60.0 (60.0)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由 : 東京都特別工業地区建築条例廃止後も現行の住環境を維持するため、文京区特別工業地区建築条例に基づき特別工業地区を変更する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後		備考
文京区後楽一丁目、後楽二丁目、春日一丁目、春日二丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、小石川五丁目、白山二丁目、白山三丁目、水道一丁目、水道二丁目、小日向一丁目、小日向四丁目、大塚三丁目、大塚五丁目、大塚六丁目及び関口一丁目各地内	第2種特別工業地区	特別工業地区	約 60.0 ha	

文京区特別工業地区建築条例を公布する。

平成十五年十二月八日

文京区長

煙

山

力

文京区条例第三十五号

文京区特別工業地区建築条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特別工業地区内における建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十九条第一項の規定による建築物の建築の制限又は禁止及び法第五十条の規定による建築物の構造の制限に關して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「特別工業地区」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号に規定する特別用途地区として区の都市計画によつて定められた地区をいう。

(特別工業地区内の建築制限)

第三条 特別工業地区内においては、次の各号に掲げる用途に供するため、建築物を建築又は用途の変更（動力の新設又は増設により、原動機の出力の制限を超える場合又は作業場の床面積の増加により、床面積の制限を超える場合を含む。次条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、区長が住環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

一 原動機を使用する工場で作業場（原動機を使用しない室で、文選又は校正の作業に使用するものを除く。）

イにおいて同じ。）の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。

ア 印刷、製本その他これらに類する事業を営むもの

イ 作業場の床面積の合計が五百平方メートルを超えないもの

ウ 作業場の用途に供する建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としたもの

二 次に掲げる事業を営む工場

ア 骨炭その他の動物質炭の製造

イ かわら、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろく鉄器の製造

ウ ガラスの製造又は砂吹

エ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造

オ 練炭の製造

カ 木材の引割り又はかんな削りで出力の合計が三・七五キロワットを超える原動機を使用するもの

キ 鋳物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの

ク レディミクストコンクリートの製造

三 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項第一号から第六号までに規定する営業に該当するもの

（既存建築物に対する制限の緩和）

第四条 前条の規定に適合していない既存建築物については、その規定に適合しなくなったとき（以下「基準時」という。）を基準として、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該既存建築物を増築し、改築し、又はその用途の変更をすることができる。

一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）及び建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）が、基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第五十二条第一項から第八項まで及び法第五十三条の規定並びに法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例の建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の四第一項第二号及び第三号の制限を定めた規定に適合すること。

二 基準時以後において、増築によって増加する延べ面積（増築する建築物が同一敷地内において二以上ある場合又は数回にわたって増築する場合においては、これらの増築によって増加する延べ面積の合計）は、基準時における延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の五分の一を超えないこと。

三 基準時以後において、増築又は用途の変更によって増加する前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計（増築し、若しくは用途の変更をする建築物が同一敷地内において二以上ある場合又は数回にわたって増築し、若しくは用途の変更をする場合においては、これらの増築又は用途の変更によって増加する部分の床面積の合計）は、基準時におけるその部分の床面積の合計の五分の一を超えないこと。

2 前条の規定に適合しない既存建築物で適合しなくなった事由が原動機の出力によるものにあつては、基準時以後において、増加できる出力の合計（数回にわたって増加する場合にあつては、これらの合計）は、基準時における出力の合計の五分の一を超えてはならない。

（建築物の敷地が特別工業地区の内外にわたる場合の措置）

第五条 建築物の敷地が特別工業地区の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該地区に属するとき
は、その建築物又は敷地の全部についてこの条例の規定を適用する。

(罰則)

第六条 次の名号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条又は第四条の規定に違反した場合におけるその建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者

二 第四条第一項第一号の規定に違反した場合におけるその建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者)

(両罰規定)

第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日より施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に東京都特別工業地区建築条例(昭和二十五年東京都条例第八十七号。以下「都条例」という。)第四条の規定(同規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。以下同じ。)の施行又は適用の際に同規定に適合しなくなった既存建築物については、同規定に適合しなくなったときを第四条の基準時とみなす。

3 この条例の施行前に都条例の規定によりされた許可、申請等の処分又は手続は、それぞれこの条例の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。